

産業廃棄物処分業許可証

住 所 秋田県横手市杉沢字中杉沢592番地5

氏 名 株式会社山本産業

代表取締役 山本 紀昌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久

許 可 の 年 月 日 令和5年1月20日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年1月19日



1. 事業の範囲

(1) 業の区分

破碎施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 (「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する)

ア 廃プラスチック類、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ ゴムくず、
カ 金属くず、キ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ク がれき類
以上8品目 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県横手市杉沢字中杉沢592番地5

(施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年1月20日 新規許可
平成20年1月20日 更新許可
平成25年1月28日 更新許可
平成30年1月23日 更新許可
令和5年1月20日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 寸・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)。

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあっては駐機場)
破碎 (廃プラスチック類、紙くず、木く ず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類) (平成15年1月9日 設置) (平成14年12月11日 許可) (許可番号 横健-3515)	47.6t／日	1	秋田県横手市杉沢字中杉沢592番 地5